



### 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)抜粋

#### 別表第1(第1条関係)

- 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法の表示の基準
  - (1) 飼料一般の成分規格
    - ア 飼料は,抗菌性物質(飼料添加物として指定されたものを除く。)を含んではならない。
    - イ 次の表の対象飼料の欄に掲げる飼料及びうずら(産卵中のものは除く。)を対象と する飼料以外の飼料は,同表に掲げる飼料添加物を含んではならない。
    - ウ 次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は,同表に掲げるとお りとする。

	対象	き飼料	りません。 りません。 りません。 りません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のはなません。 のななません。 のななません。 のなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	プロイラ	ラー用	豚	用			用
	飼料添加	_	幼すう用	前期用	後期用	 ほ乳期用	子豚期用	<u>'</u>   ほ乳期用	幼齢期用	//]   肥育期用
	物名	位	中すう用	削粉用	1を期用	は孔朔円	丁协期用	は孔朔用	列取 荆 卅	10 月 期 用
ポリペプタイ	亜鉛バシトラシン	万単位	16.8~168	16.8~ 168	16.8~ 168	42 ~ 420	16.8~ 168	42 ~ 420	16.8~ 168	
ド系	エンラマイシン	g力価	1 ~ 10	1 ~ 10	1 ~ 10	2.5 ~ 20	2.5 ~ 20			
	チオペプチン	g力価	2 ~ 10	2 ~ 10	2 ~ 10	2 ~ 20	2 ~ 10			
	ノシヘプタイド	g力価	2.5~10	2.5~10	2.5~10	2.5~20	2.5~20			
	硫酸コリスチン	g力価	2 ~ 20	2 ~ 20	2 ~ 20	2 ~ 40	2 ~ 20	20		
テトラ サイク リン系	アルキルトリメチ ルアンモニウムカ ルシウムオキシテ トラサイクリン	g 力 価	5 ~ 55	5 ~ 55		5 ~ 70		20 ~ 50	20 ~ 50	
	クロルテトラサイ クリン	g力価	10 ~ 55	10 ~ 55				10 ~ 50	10 ~ 50	
マクロ	キタサマイシン	g力価	5 ~ 10	5 ~ 10		5 ~ 35				
ライド 系	セデカマイシン	g力価				5 ~ 20	5 ~ 20			
	リン酸タイロシン	g力価				11 ~ 44				
アミノグリコ	デストマイシンA	g力価				5 ~ 10	5 ~ 10			
シド系	ハイグロマイシン B	万単位				660 ~ 1,320	660 ~ 1,320			
スト プト グラ 系	バージニアマイシ ン	g 力 価	5 ~ 15	5 ~ 15	5 ~ 15	10 ~ 20	10 ~ 20			
ポリエ	サリノマイシンナ	g力価	50	50	50				15	15
ーテル 系	トリウムセンデュラマイシ	g力価	25	25	25					
	ンナトリウム ナラシン	g力価	80	80	80					
	モネンシンナトリ	g力価	80	80	80				30	30
	ウム   ラサロシドナトリ   ウム	g力価	75	75	75					33
その他	アビラマイシン	g力価	2.5~10	2.5~10	2.5~10	10 ~ 40	10 ~ 40			
	エフロトマイシン	g力価				2 ~ 16	2 ~ 16			
	フラボフォスフォ	g力価	1 ~ 5	1 ~ 5	1 ~ 5	2 ~ 10	2.5~5			
	リポール ビコザマイシン	g力価	5 ~ 20	5 ~ 20	5 ~ 20	5 ~ 20	5 ~ 20			
	ポリナクチン	g力価	2.5 ~ 20	2.5~20	2.5~20					
合成抗菌剤	アンプロリウム・ エトパベート	g	アンプ <sup>°</sup> ロリウム 40~250 エトパ <sup>°</sup> へ <sup>°</sup> ート	40 ~ 250	40 ~ 250					
	アンプロリウム・ エトパベート・ス ルファキノキサリ ン	g	2.56~16 アンプ・ロリウム 100 エトハ・ヘ・ート 5 スルファキノキサリン	2.56 ~ 16	2.56~16					
	クエン酸モランテ ル	g	60	60	60	30	30			

デコキネート	g	20 ~ 40	20 ~ 40	20 ~ 40					
ナイカルバジン	g		100						
ハロフジノンポリ スチレンスルホン 酸カルシウム	g	40	40	40					
注1 対象飼料とは,次のものをいう。 鶏(プロイラーを除く。)用 幼すう用 ふ化後おおむね4週間以内の鶏用飼料 中すう用 小化後おおむね4週間を超え10週間以内の鶏用飼料 小が後おおむね4週間を超え10週間以内の鶏用飼料 ふ化後おおむね3週間以内のプロイラー用飼料 ふ化後おおむね3週間を超え食用として屠殺する前7日までのプロイラー用飼料									

ふに接のの U は 3 週間以内のノロイフー用飼料 ふ化後おおむね 3 週間を超え食用として屠殺する前 7 日までのプロイラー用飼料体重がおおむね30 kg 以内の豚用飼料体重がおおむね30 kg を超え70 kg 以内の豚(種豚育成中のものを除く。)用飼料生後おおむね3 月以内の牛用飼料 後期用

豚 用 ほ乳期用

子豚期用 ほ乳期用

牛

対齢期用 生後おおむね3月を超え6月以内の牛用飼料 肥育期用 生後おおむね6月を超えた肥育牛(搾乳中のものを除く。)用飼料 2 対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は,飼料1トン当りの有効成分量である。

#### (2) 飼料一般の製造の方法の基準

次の表の同一欄内の2以上の飼料添加物は,同一飼料に用いてはならない。

第 1 欄	アンプロリウム・ エトパベート、アンプロリウム・ エトパベート・スルファキノキサリン、サリノマイシンナトリウ
	ム、センデュラマイシンナトリウム、デコキネート、ナイカルバジン、ナラシン、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸
	カルシウム、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
第 2 欄	クエン酸モランテル、デストマイシン A 、ハイグロマイシン B
第 3 欄	亜鉛パシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフトロマ
	イシン、エンラマイシン、キタサマイシン、クロルテトラサイクリン、セデカマイシン、チオペプチン、ノシヘプタイ
	ド、バージニアマイシン、フラボフォスホリポール、ポリナクチン、リン酸タイロシン
第 4 欄	アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、ビコザマイシン、硫酸
	コリスチン

注:(1)の表は事務局により一部改変。



薬事法 第2条依粋)

・・・疾病の治療又は予防に使用されることが目的とされている物・・・。

# 医薬品のうち動物用のもの)

治療抗生物質、解熱鎮痛剤など予防ワクチン、消毒薬などその他麻酔薬、鎮静剤など



## 動物用医薬品 (抗生物質) 利用の制度

農林水産省

### 動物用医薬品の承認

有効性 安全性を審査し承認 (連続使用は原則最大7日間)

**篠事法 14条)** 

### 要指示医薬品制度

獣医師の指示に基づいて販売される

傑事法 49条)

### 使用規制制度

用法・用量、使用禁止期間 などの基準を遵守して使用

**薬事法 83条の4,5)** 

### 要診察医薬品制度

獣医師が指示書を発行する場合、獣医師自ら診察

(獣医師法 18条)

動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和55年農林水産省令第42号)抜粋

#### (対象動物)

第二条 この省令において「対象動物」とは、薬事法 (以下「法」という。)第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第二号に規定する対象動物をいう。

#### (使用者が遵守すべき基準)

- 第三条 法第八十三条の四第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。
  - 一 別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品は、それぞれ、当該医薬品の種類に応じこれらの表の使用対象動物の欄に掲げる動物(以下「使用対象動物」という。)以外の対象動物に使用してはならないこと。
  - 二 別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用するときは、それぞれ、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量(当該医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該医薬品を加えて使用する場合にあつては、その用量から当該飼料が含む当該成分の量を控除した量)により使用しなければならないこと。
  - 三 別表第一及び別表第二の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用対象動物に使用すると きは、それぞれ、当該使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲 げる期間を除く期間において使用しなければならないこと。

#### 別表第1(第1条関係)抜粋

医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
塩酸オキシテトラサイクリンを	牛(生後6月を超えるものを	飼料 1 t当たり 4 0 0 g (力	食用に供するためにと殺する前
有効成分とする飼料添加剤(別	除く。)	価)以下の量を混じて経口投与	5 日間
表第2に掲げるものを除く。)		すること。	
	豚	飼料 1 t当たり 4 0 0 g (力	食用に供するためにと殺する前
		価)以下の量を混じて経口投与	5 日間
		すること。	
	鶏(産卵鶏を除く。)	飼料 1 t当たり 4 0 0 g(カ	食用に供するためにと殺する前
		価)以下の量を混じて経口投与	5 日間
		すること。	
	すずき目魚類	1日量として体重1kg当たり	食用に供するために水揚げする
		5 0 m g (力価)以下の量を飼	前30日間
		料に混じて経口投与すること。	
	にしん目魚類(海水中で養殖さ	1日量として体重1kg当たり	食用に供するために水揚げする
	れているもの)	5 0 m g (力価)以下の量を飼	前30日間
		料に混じて経口投与すること。	
	にしん目魚類(淡水中で養殖さ	1日量として体重1kg当たり	食用に供するために水揚げする
	れているもの。ただし、あゆを	5 0 m g (力価)以下の量を飼	前30日間
	除く。)	料に混じて経口投与すること。	
	· ·	1日量として体重1kg当たり	
	_	5 0 m g (力価)以下の量を飼	前30日間
	び食用に供するために水揚げす	料に混じて経口投与すること。	
	る前30日間は飼育水の交換率		
	が 1 日平均 4 0 %以上の条件に		
	おかれる体重100gを超える		
	もの)		
	かれい目魚類	1日量として体重1kg当たり	
		5 0 m g (力価)以下の量を飼	前40日間
		料に混じて経口投与すること。	
	くるまえび	1日量として体重1kg当たり	
		50mg(力価)以下の量を飼	前25日間
		料に混じて経口投与すること。	
塩酸オキシテトラサイクリンを			食用に供するためにと殺する前
有効成分とする飲水添加剤(別		2 0 m g (力価)以下の量を飲	7 日間
表第2に掲げるものを除く。)	l	水に溶かして経口投与するこ	

	1	と。	1
	豚	1日量として体重1kg当たり	食用に供するためにと殺する前
		1 1 mg(力価)以下の量を飲	7日間
		水に溶かして経口投与するこ	
		と。	
	鶏(産卵鶏を除く。)	飲水 1 1 当たり 5 0 0 m g (力	食用に供するためにと殺する前
		価)以下の量を溶かして経口投	7日間
		与すること。	
塩酸オキシテトラサイクリンを	牛(生後6月を超えるものを除	1日量として体重1kg当たり	食用に供するためにと殺する前
有効成分とする強制経口投与剤	<. )	10mg(力価)以下の量を強	5日間
		制的に経口投与すること。	
	豚(生後4月を超えるものを除	1日量として体重1kg当たり	食用に供するためにと殺する前
	<. )	2 0 mg(力価)以下の量を強	5日間
		制的に経口投与すること。	
オキシテトラサイクリン又はそ	牛	1日量として体重1kg当たり	食用に供するためにと殺する前
の塩酸塩を有効成分とする注射		10mg(力価)以下の量を皮	14日間又は食用に供するため
剤(2 ピロリドンを含有する		下、筋肉内、静脈内又は腹腔内	に搾乳する前72時間
もの(これと有効成分、分量、		に注射すること。	
用法、用量、効能、効果等が同	豚	1日量として体重1kg当たり	食用に供するためにと殺する前
一性を有すると認められるもの		10mg(力価)以下の量を皮	17日間
を含む。)を除く。)		下、筋肉内、静脈内又は腹腔内	
		に注射すること。	
	鶏	1日量として体重1kg当たり	食用に供するためにと殺する前
		-	1 3 日間又は食用に供する卵の
		下、筋肉内、静脈内又は腹腔内	産卵前15日間
		に注射すること。	
オキシテトラサイクリン又は	牛		食用に供するためにと殺する前
その塩酸塩を有効成分とする注		20mg(力価)以下の量を筋	6 2 日間
射剤であつて 2 ピロリドンを		肉内に注射すること。	
含有するもの(これと有効成	豚		食用に供するためにと殺する前
分、分量、用法、用量、効能、		20mg(力価)以下の量を筋	3 0 日間
効果等が同一性を有すると認め		肉内に注射すること。ただし、	
られるものを含む。)		体重が10kg以下の子豚にあ	
		つては1日量として1頭当たり	
		200mg(力価)以下の量を	
		皮下又は筋肉内に注射するこ 	
<u> </u>	<u></u>		<u> </u>
塩酸オキシテトラサイクリンを	<del>+</del>		食用に供するためにと殺する前
有効成分とする子宮・膣内投与		_	14日間又は食用に供するため
剤	RE	内又は膣内に投与すること。	に搾乳する前60時間
	豚		食用に供するためにと殺する前
		mg(力価)以下の量を子宮内	1 4 C   E  
L		に投与すること。	

動物用医薬品等取締規則(昭和36年農林省令第3号)抜粋

第八条の二の二 法第十四条第二項第二号(法第十四条第七項(法第十九条の二 第四項及び第二十三条において準用する場合を含む。)、第十九条の二第四項 及び第二十三条において準用する場合を含む。)に規定する対象動物は、次の とおりとする。

- ー 牛、馬及び豚
- 二 鶏及びうずら
- 三 みつばち
- 四 食用に供するために養殖されている水産動物

注:「法」とは、薬事法(昭和35年法律第145号)を指す。

### 飼料添加物と動物用医薬品の比較

項目	飼料添加物	動物用医薬品
投与期間	長期連続使用	原則最大 7日
投与量	低用量	高用量
使用形態	工場で飼料に混合したものを使用 (飼料製造管理者による管理)	獣医師の管理下で使用 (要指示制度)
使用目的	栄養成分の有効利用の 促進、生産性の低下防止	治療
使用規制	成分規格等省令	使用規制省令
監視機関	(独)肥飼料検査所 都道府県 農水省	動物医薬品検査所 都道府県 農水省

# 抗生物質飼料添加物の製造量

### 独)肥飼料検査所

	種類	製造量	』(純末 <sup>ト</sup> >2001年度)
		合計	主な用途
	アミノグリコシト系	4.0	豚
生	ポリペプタイト系	30.8	牛、豚、鶏
物	テトラサイクリン系	8.1	牛、豚、鶏
質	ストレプトグラミン系	2.2	豚、鶏
	マクロライト系	2.0	豚、鶏
	ポリエーテル系	107.8	牛、鶏
	その他	20.4	豚、鶏
合	成抗菌剤	58.0	豚、鶏

合成抗菌剤については2001年の販売量 (役)科学飼料協会)

# 抗生物質動物用医薬品の販売量

農林水産省

	種類	販売量(純末 1,2001年)(番野川 3 能定						
		合計	牛	豚	鶏	魚	その他	
抗	アシグリシ豚	68.3	10.4	39.6	17.0	0.0	1.4	
生	セフェム系	1.7	1.5	0.2	0.0	0.0	0.0	
物	テト <del>ラリ</del> イクル系	455.5	34.1	291.6	91.0	38.2	0.6	
質	ペニシリン系	102.5	16.1	32.7	11.1	41.4	1.2	
	マクロライト系	161.0	0.6	39.1	21.0	99.4	0.8	
	その他	13.2	1.1	9.4	0.4	1.7	0.6	
合	キ/口済	3.2	0.0	0.0	0.2	2.9	0.0	
成	スルフォンアミド系	174.6	20.3	114.1	17.2	21.0	2.1	
抗	チアンフェニコール系	31.9	0.9	11.2	2.4	17.3	0.0	
菌	ブルオロキノロン系	6.3	0.6	1.3	3.8	0.0	0.6	
剤	その他	40.7	0.4	31.0	2.7	6.0	0.6	

(農林水産省作成資料)